

第十三回

○麻薬取締法及び大麻取締法
改正する法律案(内閣提出)

○委員長(梅津錦一君) 只今から厚生委員会を開きます。公報で御通知申上げてあります通り、優生保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案者の説明を求めます。

○谷口弥三郎君 只今議題となりまし
た優生保護法の一部を改正する法律案

長江源頭

委員

梅津 錦一君
長島 銀藏君

大谷	整潤君
藤森	眞治君
河崎	ナツ君
山下	義信君
谷口	弥三郎君
松原	一彦君

政府委員

厚生政務次官

厚生省公衆

事務局側

常任委員	草間
會專門員	弘司君
常任委員	多田
會專門員	仁巳君

本日の会議に付した事件

○僑生保護法の一部を改正する法律案

(谷口彌三郎君外九名発議)

兒童福祉法

(內閣提出)

(内閣提出、衆議院送付)

第八部 厚生委員會會議錄第十二号

昭和二十七年三月二十五日

に拡大しております。なお別表に掲げてあります遺伝性のもので、以外の精神

病、精神瀕死にかかっているものについて、保護義務者の同意がありましても、審査の上同手術を行い得ることにいたしましたのでございます。そのほか婦人が妊娠又は分娩のためにその生命に危険を及ぼすようなものでありましても、而も本人に手術を行うことができないという場合には、その配偶者に優生手術をすることができるよう改正したのが第一の狙いでございます。

次に優生保護法施行以來の実績に徴しますと、同法によらない人工妊娠中絶が跡を絶たない実情でございます。その数はこれを的確に把握することは困難であります。昭和二十五年におきましては十二万から五十万と言われているような闇による人工妊娠中絶があります。このためにこの闇の手術は、拙劣な技術によりますところの中絶手術の結果母体の健康を害します。

他面におきましては合法的な手術費用に比較いたしまして多額の経費を取られますために、これによる経済的の浪費を伴うのでございます。これらのいわゆる闇の人工妊娠中絶が行われざるを得ないという理由は、今日の経済と人口とのアンバランスが根本的な原因でありまして、優生保護法の要求する手続が余りにも煩雜に過ぎるといふこともその大きな理由の一つになっているのでございます。優生保護法の目的の一つである母体保護の見地から

らの適正化を図ることによりまして、
闇による人工妊娠中絶を合法的な線に

のために健康上の理由とか、姦淫されて妊娠した場合の人工妊娠中絶については、従来のように他の医師又は民生委員の意見書の添附、審査会の審査を要せずに指定医師の認定だけで行い得ることとしたのであります。これらが改正案の第二の狙いでありました。

次に人工妊娠中絶は出生抑制の止むを得ざる手段でありますが、好ましい方法ではありません。若し受胎調節によつて抑制が可能ならばそのほうが一層望ましい方法でございます。そこで行政部門においては今年度から積極的な受胎調節の指導を行うことになつているのでございます。この行政措置による受胎調節の奨励策に便乗いたしまして、不徳義な業者が介入しますと、折角のよき企図もその目的を達することができなくなりますので、そのために知識技能に欠くる者の受胎調節

第三の点でございます。

そのほかに優生保護法の実績に照らしまして、不都合、不均衡と考えられる点を是正することいたしました。

その一つは優生結婚相談所の名称を改めまして、その設置に関する條項を現実に即するように改正をしたことであります。その二は届出の期日及び方法、過料及び罰金などの額の是正などの改正であります。

以上が今回の改正案の要点でございます。どうぞ慎重御審議を頂きますとして

○委員長(梅津錦一君) 次に質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。
○谷口弥三郎君 提案者の一人といたしまして、この優生保護法の一部改正に当りまして二、三の要望を申し上げておきたいと思ひます。

その第一は、從來優生保護法につきましては、都道府県の衛生部並びに保健所から民間への指導が徹底しておらん憾みがあるのでございますから、今後十分徹底するように御指導して頂きたいと存じます。第二は、從來この古い法の第十二條におきましては、人工妊娠中絶をやりました場合に届出の規定を免除していたのでございます。勿論四ヵ月後のものにつきましては死産届を出していたのでございますが、三ヵ月以内のものは人口動態を知る必要からいたしまして、それらの手術数を明らかにすることが必要でありますの

で、母性保護医協会におきましてはこれを集計して府県の衛生部又は厚生省に提出していただいておりますが、今回の改正に当りまして全部のものを取りまとめまして翌月の十日にこれを提出することになっておりますが、事務簡素化の上からいたしまして、母性保護医協会をしてこれに当らしめ、最後の集計を厚生省統計調査部においてされるように十分なる連絡をとつて頂きたいというのが第二の要望であります。

第三の要望は、受胎調節を実地に指導

せしめるために、今回医師のほかに都道府県の指定を受けた助産婦、保健婦又は看護婦をして行わせしむることとなつたのでありますが、これに必要な講習会の基準を厚生大臣が定める場合には、助産婦は少くとも一週間、保健婦は一月、看護婦は二月月程度の講習を行はしめること、又その指導者の名称は優生保護指導員とかというよりな名前を付けて頂きたい。又保健婦助産婦看護婦法の第三十七條にありますが医薬品を授與し又は指示してはならないという項目がございしますからして十分考慮されて、安心して助産婦、看護婦、保健婦が仕事のできるように御注意をお願いしたいと存じます。第四は、受胎調節を徹底させますためには、生活保護法の適用者、適用を受けているような者に対しては器具並びに薬品を無料とか、或いは軽減した価格を以て與えることが必要であるのでありますから、今後は政府におかれまして、適当な予算などを組んでこの方面に支出して頂くようにお願いしたいと思ひます。第五は政府は優生保護相談所の設置並びにその運営に要する費用を今後とも引續いて必ず補助するというようなこととして頂きたい。又かかる相談所は相互病院とか並びに指定医にも容易に設置し得るよう、その設置基準を簡單にして頂きたい。以上五項目をこの際要望する次第であります。

○委員長(梅津錦一君) 速記を始め
○山下雅信君 質疑を打ち切られて、討論を省略して、直ちに採決されんことの動議を提出いたします。
なおこの際私は一言申し上げたいと思ふことがあります。それは本改正案の提案者であります同僚谷口委員の優生保護法上における功績についてであります。同君は前回の参議院議員に當選せられて以来、人口問題、産兒制限の問題につきまして、非常に熱心に御努力になつており、遂に優生保護法の制定に画期的な功績を残されました。爾来この問題につきまして非常に国会におきましても御盡力、御貢献に相成つておるのでございますが、今回又更に一層進んだ改正案を御提案に相成りましたことにつきましては、私も同僚といひまして誠に感謝に堪へませんし、同君の御努力に對しまして讃辭を呈して惜しまないものでございします。私も立法府の一員として、かくのごとく専門的な分野で有益な、国政の上にと裨益する立法をいたしたいものであると、同君の功績に對しまして欽羨の情に堪へないものでございします。且つ今回の改正案の同君の立案に際しまして、法制局その他の関係の諸君、又政府部内の関係のかた等々が裏におられて御協力に相成りましたそれらの御盡力に對しまして多大の敬意を表したいと思ふのでございします。一言申述べまして只今の動議を提出いたします。

【速記中止】

○委員長(梅津錦一君) 速記を始め
○山下雅信君 質疑を打ち切られて、討論を省略して、直ちに採決されんことの動議を提出いたします。
なおこの際私は一言申し上げたいと思ふことがあります。それは本改正案の提案者であります同僚谷口委員の優生保護法上における功績についてであります。同君は前回の参議院議員に當選せられて以来、人口問題、産兒制限の問題につきまして、非常に熱心に御努力になつており、遂に優生保護法の制定に画期的な功績を残されました。爾来この問題につきまして非常に国会におきましても御盡力、御貢献に相成つておるのでございますが、今回又更に一層進んだ改正案を御提案に相成りましたことにつきましては、私も同僚といひまして誠に感謝に堪へませんし、同君の御努力に對しまして讃辭を呈して惜しまないものでございします。私も立法府の一員として、かくのごとく専門的な分野で有益な、国政の上にと裨益する立法をいたしたいものであると、同君の功績に對しまして欽羨の情に堪へないものでございします。且つ今回の改正案の同君の立案に際しまして、法制局その他の関係の諸君、又政府部内の関係のかた等々が裏におられて御協力に相成りましたそれらの御盡力に對しまして多大の敬意を表したいと思ふのでございします。一言申述べまして只今の動議を提出いたします。

○委員長(梅津錦一君) 只今の動議は討論を省略いたしましたして、直ちに採決ということでございますが、御異議ございせんか。

○委員長(梅津錦一君) 速記を始め
○山下雅信君 質疑を打ち切られて、討論を省略して、直ちに採決されんことの動議を提出いたします。
なおこの際私は一言申し上げたいと思ふことがあります。それは本改正案の提案者であります同僚谷口委員の優生保護法上における功績についてであります。同君は前回の参議院議員に當選せられて以来、人口問題、産兒制限の問題につきまして、非常に熱心に御努力になつており、遂に優生保護法の制定に画期的な功績を残されました。爾来この問題につきまして非常に国会におきましても御盡力、御貢献に相成つておるのでございますが、今回又更に一層進んだ改正案を御提案に相成りましたことにつきましては、私も同僚といひまして誠に感謝に堪へませんし、同君の御努力に對しまして讃辭を呈して惜しまないものでございします。私も立法府の一員として、かくのごとく専門的な分野で有益な、国政の上にと裨益する立法をいたしたいものであると、同君の功績に對しまして欽羨の情に堪へないものでございします。且つ今回の改正案の同君の立案に際しまして、法制局その他の関係の諸君、又政府部内の関係のかた等々が裏におられて御協力に相成りましたそれらの御盡力に對しまして多大の敬意を表したいと思ふのでございします。一言申述べまして只今の動議を提出いたします。

○委員長(梅津錦一君) 只今の動議は討論を省略いたしましたして、直ちに採決ということでございますが、御異議ございせんか。

○委員長(梅津錦一君) 速記を始め
○山下雅信君 質疑を打ち切られて、討論を省略して、直ちに採決されんことの動議を提出いたします。
なおこの際私は一言申し上げたいと思ふことがあります。それは本改正案の提案者であります同僚谷口委員の優生保護法上における功績についてであります。同君は前回の参議院議員に當選せられて以来、人口問題、産兒制限の問題につきまして、非常に熱心に御努力になつており、遂に優生保護法の制定に画期的な功績を残されました。爾来この問題につきまして非常に国会におきましても御盡力、御貢献に相成つておるのでございますが、今回又更に一層進んだ改正案を御提案に相成りましたことにつきましては、私も同僚といひまして誠に感謝に堪へませんし、同君の御努力に對しまして讃辭を呈して惜しまないものでございします。私も立法府の一員として、かくのごとく専門的な分野で有益な、国政の上にと裨益する立法をいたしたいものであると、同君の功績に對しまして欽羨の情に堪へないものでございします。且つ今回の改正案の同君の立案に際しまして、法制局その他の関係の諸君、又政府部内の関係のかた等々が裏におられて御協力に相成りましたそれらの御盡力に對しまして多大の敬意を表したいと思ふのでございします。一言申述べまして只今の動議を提出いたします。

○委員長(梅津錦一君) 只今の動議は討論を省略いたしましたして、直ちに採決ということでございますが、御異議ございせんか。

○委員長(梅津錦一君) 速記を始め
○山下雅信君 質疑を打ち切られて、討論を省略して、直ちに採決されんことの動議を提出いたします。
なおこの際私は一言申し上げたいと思ふことがあります。それは本改正案の提案者であります同僚谷口委員の優生保護法上における功績についてであります。同君は前回の参議院議員に當選せられて以来、人口問題、産兒制限の問題につきまして、非常に熱心に御努力になつており、遂に優生保護法の制定に画期的な功績を残されました。爾来この問題につきまして非常に国会におきましても御盡力、御貢献に相成つておるのでございますが、今回又更に一層進んだ改正案を御提案に相成りましたことにつきましては、私も同僚といひまして誠に感謝に堪へませんし、同君の御努力に對しまして讃辭を呈して惜しまないものでございします。私も立法府の一員として、かくのごとく専門的な分野で有益な、国政の上にと裨益する立法をいたしたいものであると、同君の功績に對しまして欽羨の情に堪へないものでございします。且つ今回の改正案の同君の立案に際しまして、法制局その他の関係の諸君、又政府部内の関係のかた等々が裏におられて御協力に相成りましたそれらの御盡力に對しまして多大の敬意を表したいと思ふのでございします。一言申述べまして只今の動議を提出いたします。

○委員長(梅津錦一君) 只今の動議は討論を省略いたしましたして、直ちに採決ということでございますが、御異議ございせんか。

場合には、これを禁止する規定がなく、従つて、保護者その他の大人が深夜に児童を使つて街頭労働をさせたり又は児童をカフェー、キャバレー等に出入させていゝわゆるいたいけなさを利用し酔客等に対し花や菓子等を売らせたり来たことが間々見受けられたのであります。それが、それらの雰囲気は児童の心身に及ぼす悪影響は計り知れないものがありますので、今回、児童福祉の見地からかかる行為をさせることを禁止しようと思ふのであります。

第三の改正点は、児童の福祉を阻害する行為の禁止規定の罰則について、新たに同罰規定を創設しようとするものであります。

以上がこの法案の概要であります。が、何とぞ慎重御審議の上、可決せられんことをお願い申上げる次第であります。

○委員長(梅津錦一君) 次に船員保険法の一部を改正する法律案に対する提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(松野三三君) 只今議題となりました船員保険法の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明申上げます。

今回の改正の主眼とするところは、最近の船員保険運営の実績に徴しまして船員保険制度の合理化並びに船員保険財政の健全化を図らんとするものであります。その改正の要点は、第一に標準報酬につきまして船員保険における標準報酬が従来最低が三千五百円、最高が二万四千円となつておりましたのを、最近における船員給與の実態に即応せしめると共に、適正な保険給付と保険経済の健全化を図るために、最低の三千五百円を四千円に引上げ

げこれを第一級とし、最高の二万四千円を三万六千円に引き上げこれを第二十一級として、二十一級に区分するよういたしましたことであります。

第二に失業保険についてであります。が、季節的に雇用される者は一般の海上労働者と異なり、離職いたしました後も一般的継続的に失業の状態にあると考えられませんか、これらの船員につきましては失業保険の適用はいたさないこととしたのであります。

第三に現在失業保険金の支給日額の最高額を三百円としていたのを、これを陸上の失業保険法と同調せしめて三百七十円まで引上げることとしたは、若干の條文の整備を行うこととした次第であります。

以上船員保険法の一部改正法律案の大要につきまして御説明申上げたのであります。が、何とぞ速かに御審議の上御可決あらんことを御願ひ申上げる次第であります。

○委員長(梅津錦一君) 次に麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案に対する提案理由の説明を御願ひいたします。

○政府委員(松野三三君) 只今議題となりました麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明いたします。

現行の麻薬取締法におきましては、国民の医療上簡単に使用できる家庭麻薬の生産が一般麻薬の生産と全く同様の強い規制を受けておりますため、甚だしい不便をこうむつておる状況でありますので、新たに家庭麻薬に関する業種を増加し、その販売手続を簡略にして国民の利便を図る必要がおります。こ

れが麻薬取締法の改正の第一点でございます。

次に近い将来において麻薬保有量の不足等の事態も予想され、当然麻薬の輸入が行われることとなりますが、この麻薬の輸入の手續について十分な規定を設ける必要がおります。これが改正の第二点でございます。又近時麻薬に関する違反事犯の増加している情に鑑み、営利或いは常習の目的な事犯については特に刑罰の加重をいたしまして麻薬事犯の撲滅を図り国際的信用を得ると同時に取締面の完壁を期する必要がおります。これが改正の第三点でございます。

次に大麻取締法につきましては、大麻取締者の報告を緩和いたしまして大麻の増産を図りたいと存じ、このために必要な改正を行おうとするものでございまして。

以上改正の大要を御説明申上げたのであります。が、何とぞ慎重御審議の上速かに可決せられんことを切望いたします。

○委員長(梅津錦一君) 以上で三法案の提案理由の説明を終りました。が、本日は提案理由の説明のみにとどめておきまして、これで散会いたします。

午後二時三十九分散会

三月十五日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、国立病院の地方移管反対等に関する請願(第九七六号)
- 一、国立療養所延壽院の結核病床増設に関する請願(第九七七号)
- 一、新潟県の結核病床増設等に関する請願(第九七八号)(第一〇二六号)

号)(第一〇七九号)(第一〇九三三号)

- 一、国立旭川病院存置に関する請願(第九八七号)
- 一、療術師法制定反対等に関する請願(第九八八号)
- 一、母子福祉法制定に関する請願(第九九二号)(第一一〇五号)
- 一、未帰還者および留守家族の援護対策に関する請願(第九九三三号)(第九九四号)(第一〇七四号)
- 一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第一〇一四号)
- 一、北海道士別町上水道新設工事に關する請願(第一〇一五号)
- 一、あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する請願(第一〇三二号)
- 一、国立高崎病院存置に関する請願(第一〇四二号)
- 一、国立岩田病院存置に関する請願(第一〇四二号)
- 一、国立病院の地方移管反対に関する請願(第一〇四三三号)
- 一、国立弟子屈療養所移転等に関する請願(第一〇四四号)
- 一、国立療養所富士病院の医療改善に関する請願(第一〇六三三号)
- 一、和歌山県潮岬村に国立結核療養所設置の請願(第一〇七八号)(第一一〇六号)
- 一、未復員特別患者の医療給付に関する請願(第一〇九四号)
- 一、国立療養所給食費増額に関する請願(第一〇九五号)
- 一、保免第七五号附添婦制限緩和に關する請願(第一〇九六号)

一、国民健康保険事業の危機突破に關する請願(第一一〇七号)(第一一二四号)

- 一、戦争犠牲者遺族等の国家補償に關する請願(第一一〇八号)
- 一、国立伊東温泉病院存置に関する請願(第一一二五号)
- 一、元傷い軍人の国家補償に關する陳情(第四九二号)
- 一、国民健康保険事業の危機突破に關する陳情(第五〇三三号)
- 一、療術師法制定反対等に関する陳情(第五〇八号)
- 一、戦争犠牲者遺族の援護強化に關する陳情(第五二二二号)(第五二八号)(第五三七七号)
- 一、あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する陳情(第五二三三三号)
- 一、戦争犠牲者国家補償法制定に關する陳情(第五二九号)
- 一、新潟県の結核病床増設等に関する陳情(第五五二二号)

第九七六号 昭和二十七年三月一日受理

国立病院の地方移管反対等に関する請願

請願者 宮城県亘理郡坂元村議會議長 星榮吉

紹介議員 高橋進太郎君
国立鳴子病院今回の地方移管に對し、宮城県においては現下の県財政ではその移管に應じ得ない旨新聞に発表したところ、東北大学ではこれを買収しようとしているが、もしこれが実現すれば、公的医療機関としての使命を失ふこととなるから、大学病院に吸収されることが論議、その地方移管にも反

對であり、むしろ財政困難の地方公共団体の医療機関に對して国立病院同様の補助金を交付せられたいとの請願。

第九七七号 昭和二十七年三月一日 受理

国立療養所延壽浜園の結核病床増設に關する請願

請願者 和歌山県日高郡和田村 一、一三八国立療養所 延壽浜園内 天川政隆 外二百十九名

紹介議員 徳川 頼貞君

和歌山県は、結核病床の絶対数が不足しているため、未だ入院の機会を得ることのできない患者が多数県下に存在しており、これら患者の身上を想うときまことに心痛にたえないから、昭和二十七年国立結核療養所病床予算をもつて和歌山県唯一の国立療養所延壽浜園に最少限病床を増設せられたいとの請願。

第九七八号 昭和二十七年三月一日 受理

新潟県の結核病床増設等に関する請願

請願者 新潟県柏崎市大字枇杷島一三五ノ一全日通労働組合新潟支部柏崎分会内 倉橋常治外六十名

紹介議員 下條 恭兵君

新潟県における結核排菌者で入院を要する患者は五千名以上に及び、しかもますます増加の傾向にあるにかかわらず、国立・県立の医療機関への国庫補助を打ち切り、さらに国立病院の拂下げすら計画しているよであるが、かくては県民の医療保障は不可能となり、県民は貧苦の中にしんぎんすることとなるから、(一)さらに四千六百床を国費により増床すること、(二)県立病院への国庫補助、(三)国立病院の整備拡充等の措置を講ぜられたいとの請願。

第九七九号 昭和二十七年三月五日 受理

新潟県の結核病床増設等に関する請願

請願者 柏崎市大字比角一五三 新潟県信用農業協同組合連合会刈羽郡支所内 内山清一郎外四十三名

紹介議員 下條 恭兵君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第九八〇号 昭和二十七年三月六日 受理

新潟県の結核病床増設等に関する請願

請願者 新潟県刈羽郡北條村東條 堀田政雄外十六名

紹介議員 下條 恭兵君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

政府は、行政機構改革に伴い、国立病院の地方移譲を企図しているが、国立旭川病院は、現在道北における唯一の総合国営医療機関で、開発途上にある北海道住民の開発意欲高揚に多大の貢献をなしている。従つて国立旭川病院の地方移譲は、北海道の開発に悪影響を與え、医療保障制度の確立の上からも好しくないから、国立旭川病院は存置せられたいとの請願。

第九八八号 昭和二十七年三月三日 受理

療術師法制定反對等に関する請願

請願者 香川県三豊郡観音寺町 下柳 三好辰治外三名

紹介議員 三好 始君

近く国会に提出されようとしている療術師法案は、全国十万人の基本的人權を無視し、その生活権をばく奪しようとするものであるから、これに絶対反對するとともに、はり、きゅう、あんま師の試験および免許制度は廃止することなく現行法を存続せられたいとの請願。

第九九二号 昭和二十七年三月三日 受理

母子福祉法制定に関する請願

請願者 岩手県上閉伊郡達達部村みどり会内 多田たまた外六千三百十名

戦争犠牲性に対する国家補償が実現されようとしていることは喜びとするところであるが、一方有前途上の子女を抱え、経済的に乏しく、困苦の生活と戦う母子世帯が多数あるから、これら母子家庭にもすみやかに母子福祉法が制定されるよう特別の措置を講ぜられたいとの請願。

第一一〇五号 昭和二十七年三月六日 受理

母子福祉法制定に関する請願

請願者 熊本県天草郡本渡町上町 山下千枝子外百十二名

紹介議員 城 義臣君

この請願の趣旨は、第九九二号と同じである。

第九九三号 昭和二十七年三月三日 受理

未帰還抑留者および留守家族の援護對策に関する請願

請願者 香川県香川郡仏生山町 河地庸太郎

紹介議員 森崎 隆君

政府は、さきに戦はつ遺族、戦傷病者の援護措置を決定されたのであるが、この問題の收拾、前後処理に追われて國際的にも人道的にも極めて重要な未帰還抑留同胞とその留守家族の悲境に對する抜本的考慮が拂われなかつたため、全留守家族に對して極めて深刻な衝撃を與えているから、政府は講和條約発効後自主独立の外交的手段によつて未帰還同胞救出の具体策を確立するとともにその留守家族に對して國家的処遇の途を講ぜられたいとの請願。

第九九四号 昭和二十七年三月三日 受理

未帰還抑留者および留守家族の援護對策に関する請願

請願者 宮崎県庁世話課内海外抑留同胞引揚促進會

紹介議員 三輪 貞治君

この請願の趣旨は、第九九三号と同じである。

第一〇七四号 昭和二十七年三月五日 受理

未帰還抑留者および留守家族の援護對策に関する請願

請願者 佐賀市水ヶ江町新道京龍寺内佐賀県在外同胞引揚促進會内 田中虎登

紹介議員 杉原 荒太君 深川榮左エ門君

政府は、さきに戦はつ遺族、戦傷病者の援護措置を決定されたのであるが、未帰還抑留同胞とその留守家族の悲境に對する抜本的考慮が拂われなかつたため、全留守家族に對して極めて深刻な衝撃を與えているから、政府は講和條約発効後自主独立の外交的手段によつて未帰還同胞救出の具体策を確立するとともにその留守家族に對して國家的処遇の途を講ぜられたいとの請願。

こと、(一)遺族代表を含めた審議機関を設け既得権利に基く年金をはじめ遺族補償に関する抜本的対策を樹立すること、(二)昭和二十七年早々国および地方公共団体が主催して戦没者の遺棄行軍を行ないその費用は国の負担とする、(四)昭和二十七年より遺児の育英、就職、遺族の生業扶助の具体案を樹て実施すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇一五号 昭和二十七年三月三日受理

北海道士別町上水道新設工事に関する請願
請願者 北海道上川郡士別町 長 佐々木良五郎

北海道士別町は、地味炭地上に発展した町であるため、地下水は飲料に適さず、住民は古くから上水道の新設を熱望し、既に上水道促進期成会を結成している現状であるから、本計画がすみやかに実行に移されるよう起債認可ならびに国庫補助の措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇三二号 昭和二十七年三月四日受理
あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する請願
請願者 京都市中京区西町五丁目 川下ル京都市鍼灸按摩ツサージ師会内 岩崎 益三外十九名

紹介議員 常岡 一郎君
行政機構改革の一環として、あん摩師、はり師、きゆう師および柔道整復師の免許および試験制度を廃止する由であるが、万一これが実現されると、

低級悪質な業者を濫造して、国民の保健衛生に由々しい害毒を流し、文化国家としての医療体系を混乱に陥れる結果となるから、現行試験制度を存続するとともにマツサージ師を同法の対象とするよう現行法の一部を改正せられたいとの請願。

第一〇四一号 昭和二十七年三月四日受理

国立高崎病院存置に関する請願
請願者 埼玉県児玉郡丹莊村 長 川野平治外九名

紹介議員 石川 榮一君
国立高崎病院の地方移譲が伝えられているが、同病院は、埼玉県および群馬県の五国立病院中、両県のほぼ中央に位置し、その整備においても最も充実し、その運営方法も進歩したもので、当然関東東北西部中央病院として存置せらるべき国立病院と考へせられるから、今後とも地方に移譲することなく国営をつづけられたいとの請願。

第一〇四二号 昭和二十七年三月四日受理
国立岩国病院存置に関する請願
請願者 山口県岩国市大字室の木二、四〇二岩国市連合婦人協議会内 井本とし外九十九名

紹介議員 中川 以良君
最近国立岩国病院の地方移譲が伝えられているが、同病院に対して今日まで市民はもち論、隣接県者はひとしく完備せる総合病院として絶対信頼しており、あらゆる条件において国立病院として、恥かしからぬものである上、一家の健康をあずかる主婦として、極めて

て明るい生活が保持できることを思う時、是非とも同病院を将来とも国立総合病院として存置せられたいとの請願。

第一〇四三号 昭和二十七年三月四日受理

国立病院の地方移管反対に関する請願
請願者 佐賀県佐賀郡高木町 馬島 泰世外一名

紹介議員 河崎 ナツ君 藤原 道子君
国立病院の地方移管は、必然的に営利化と診療内容の低下をきたし、窮迫の地方財政に拍車するものであるから、国立病院は従来のまま存置せられたいとの請願。

第一〇四四号 昭和二十七年三月四日受理
国立弟子屈療養所移転等に関する請願
請願者 北海道川上郡弟子屈町 長 佐藤徳五郎外一名

紹介議員 堀 末治君
国立弟子屈療養所は、国立公園温泉地として年々発展している弟子屈町温泉街の心臓部に位置し目下最大の最高地点に在るため、地元住民および来住する内外客の総てが不快を訴え、これが移転方を切望しているから、本町発展のために現在の療養所を適地に移転の上、総合病院として施設を拡充せられたいとの請願。

第一〇六三三号 昭和二十七年三月五日受理

国立療養所富士病院の医療改善に関する請願
請願者 静岡県富士郡上井出村 国立療養所富士病院内 四本義康外百二十九名

紹介議員 藤原 道子君
国立療養所富士病院においては、最近不明朗な事件が繰り返され、職員間にも明朗性がなく、ことに病院当局の非民主的行爲および無統制振りは、ボイラー室の火災等となつて現れ、医師看護婦等のひん繁な交替は医療面に多大な支障と不安を與えているから、同病院の実情を調査の上善処せられたいとの請願。

第一〇七八号 昭和二十七年三月五日受理

和歌山県潮岬村に国立結核療養所設置の請願
請願者 和歌山県西牟婁郡潮岬村 長 鈴木源一郎外十五名

紹介議員 永井純一郎君
紀南地方は、山岳重疊たるへき遠の地であるため、古来より文化の恵に浴することが少く分けても医療特に結核療養施設の欠除は紀南民最大の不幸であつて、結核療養所の設置は多年の宿望であるから、既に県および厚生省において調査済の潮岬村に国立結核療養所を設置せられたいとの請願。

第一〇六六号 昭和二十七年三月七日受理
和歌山県潮岬村に国立結核療養所設置の請願
請願者 和歌山県西牟婁郡串本町 長 嶋本喜一外十五名

紹介議員 徳川 頼貞君
和歌山県潮岬村に国立結核療養所設置の請願

この請願の趣旨は、第一〇七八号と同じである。
第一〇九四号 昭和二十七年三月六日受理
未復員特例患者の医療給付に関する請願
請願者 滋賀県滋賀郡和邇村 国立療養所比良園内 高畑弘外百三十三名

紹介議員 西川 基五郎君
さきに未復員特例患者に対しては、昭和二十七年三月末日まで療養給付延長の緊急処置が採られたのであるが、伝えられるところによると、これらの患者に対しては四月以降の医療給付を中止して、代りに傷害年金又は一時金を支給するとのことであるが、これら未復員特例患者は引き続き治療および療養を要する者が大多数でいま直ちに医療給付を打ち切られて少額の傷害年金に切り換えられることは患者を現在以上の苦境に追い込むものであるから、これら未復員特例患者で引き続き療養を要する者に対しては傷害年金よりも医療給付を與えられたいとの請願。

第一〇九五号 昭和二十七年三月六日受理

国立療養所給食費増額に関する請願
請願者 滋賀県滋賀郡和邇村 国立療養所比良園内 高畑弘外百七十五名

紹介議員 西川 基五郎君
現在国立療養所における給食費は、一日一人八十二円にすぎず、これは到底結核を治療するに足る給食とは思われないから、国立療養所の給食費を最少限百十円に増額せられたいとの請願。

第一〇九六号 昭和二十七年三月六日受理
保発第七五号附添婦制限緩和に関する請願

請願者 滋賀県滋賀郡和邇村国立療養所比良園内 高畑弘外百七十五名

紹介議員 西川基五郎君

今回厚生省より発せられた通知より(保発第七五号)により、重病患者および大手術患者以外は附添をつけることができなくなつたのであるが、現在看護婦は不足し、しかも増員は望むことができない現況にあるとき完全看護は到底できないから、この制限を緩和せられたいとの請願。

第二一〇七号 昭和二十七年三月七日受理

国民健康保険事業の危機突破に関する請願

請願者 新潟県議會議長 西川弥平治

紹介議員 北村 一男君

県民の保健、医療の上に多大の貢献をしてきた、国民健康保険事業が、地方財政の窮乏により経営困難を招来している際、政府の標準価格引上げは国民経済をさらに圧迫するとともに、市町村財政に深刻な影響を及ぼし、このまま推移すれば、社会保障制度の中核である本事業の全面的な崩壊を招く虞れがあるから、政府においては国保再建整備資金ならびに国保特別奨励交付金のわくの増額等を図り、財政援助の方策を講じ、もつて本事業を一層育成発展せしめられたいとの請願。

第一一二四号 昭和二十七年三月七日受理

国民健康保険事業の危機突破に関する請願

請願者 福島県白河市役所保険課内 田中伸三

紹介議員 石原幹市郎君

国民健康保険事業の危機打開についてはいろいろ努力してきたのであるが、突如としておこつた一点単位問題は国保事業に大きな衝撃を與へ、ために、二十七年度は休廃止せんとする保険者が続出するのではないかと危ぐせられる現状であるから、(一)診療報酬一点単位の増加分を国庫負担とすること、(二)事業資金ならびに再建整備資金の長期すえ置融通を図ること、(三)保険税を市民税中に合算するか、または市民税令書に併記すること、(四)国保事業の経営体を国または県単位とし、あるいは再保険の制度を設ける等、すみやかに国民健康保険事業の根幹を強化化に対する施策を実現せられたいとの請願。

第一一〇八号 昭和二十七年三月七日受理

戦争犠牲者遺族等の国家補償に関する請願

請願者 新潟県議會議長 西川弥平治

紹介議員 北村 一男君

このたび国家予算に計上された戦争犠牲者および戦傷病者遺族に対する援護費は、終戦以来六年間にわたり困苦の生活を余儀なくされたこれら家族にとつて将来への希望を與えるものと期待していたが、その額があまりにも少額のため折角の措置もその効果を揚げる

ことができないから、政府はこの際、これら戦争犠牲者と一般困窮者を区別するとともに精神的援護の方策をすみやかに講じられたいとの請願。

第一一二五号 昭和二十七年三月七日受理

国立伊東温泉病院存置に関する請願

請願者 静岡県伊東市長 太田賢治郎外一名

紹介議員 草葉 隆圓君 山下 義信君

先般閣議において全国国立病院の多数が地方移譲と決定し、伊東市所在の国立伊東温泉病院もその対象に含まれるか、あるいは傷病者の保護施設に転換される由であるが、同病院は、日本における代表的温泉特殊病院として、近くは関東一円および中部地方を始め、広く全国各地よりの温泉療法適応患者を收容し、適正なる医療を行い、また温泉治療の学理的基盤研究に従事し、学界に資することが多大であることは、国營施設であることによつて行い得るものであるから、同病院を国營医療機関として存続せられたいとの請願。

第四九二号 昭和二十七年三月一日受理

元傷い軍人の国家補償に関する陳情

陳情者 愛媛県温泉郡北吉井村国立愛媛療養所療友会内 稻川金次郎外百三十二名

終戦後七年を経た今日、ようやく戦争犠牲者遺族ならびに一部傷い軍人に對して国家保障措置を講じようとしているが、旧七項症以下ならびに二等症をこの国家保障の対象より除外していることは片手落ちの保障であつて、

七項症以下の者といへども、到底自力で生活することは困難であり、また国家の要請により従軍し不具廢疾者となつた点においては一等症の者とは何等異なるところがないのであるから、七項症以下の者に対しても国家保障措置を講ぜられたいとの陳情。

第五〇三号 昭和二十七年三月三日受理

国民健康保険事業の危機突破に関する陳情

陳情者 佐賀県民生部保険課内 連合会内 小野哲一

民生安定の基盤である国民健康保険事業は、最近の物価高、経済不振等によつて極度の経営難に直面し崩壊の寸前であるから、これが打開策として、(一)医療給付費を二割六十五億円まで増額すること、(二)再建整備資金を二十七億円まで増額すること、(三)昭和二十七年年度において一点単位をやむなく引上げる場合はその増加分を国および県において負担すること等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第五〇八号 昭和二十七年三月三日受理

療術師法制定反対等に関する陳情

陳情者 松山市中一万町二三松山光明寮内 世良彰雄外 一万一千七十七名

近く国会に提出されようとしている療術師法案は、全国十万人の基本的人権を無視し、その生活権をばく奪しようとするものであるから、これに絶対反対するとともに、はり、きゅう、あん摩師の試験および免許制度は廃止す

ることなく現行法を存続せられたいとの陳情。

第五二二号 昭和二十七年三月五日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

陳情者 高知県長岡郡大嶺村遺族会内 溝淵盛美

戦争犠牲者遺族の援護措置として、(一)英霊一柱につき十万元以上を支給すること、(二)基本年金月額四千円を支給し未亡人二千円、老幼者一人千円の増加年金を支給すること、(三)遺児の育英制度を確立すること、(四)靖国神社参拝については一人を国庫負担としその他は五割引とすること、(五)戦ぼつ者の慰霊行事を国および地方自治団体で行うこと等の実現を図られたいとの陳情。

第五二八号 昭和二十七年三月六日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

陳情者 北海道夕張郡由仁町宇古山 杉本栄作外百九十六名

戦争犠牲者遺族は終戦以来六年余の間、物心両面のあらゆる苦難を堪え忍んできているから、遺族に對して、(一)弔慰金を支給すること、(二)生活保護法と切り離し、別に補償を立法化すること、(三)教育ならびに育英制度の特別扶助を給すること、(四)年金は課税の対象としないこと、(五)遺族の世話をする専従者を置く制度を設けること、(六)生業に従事できる方途を講ずること等の措置を図られたいとの陳情。

第五三七号 昭和二十七年三月六日
受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

陳情者 兵庫縣城崎郡長井村守
柄 浅野弘明外五十九名

現在戦争犠牲者遺族の生活は、窮迫の極に達しているが、これに対する政府の考へ方はあまりにも冷たく、今回の補償額も僅少であつて、八百万遺族の悲惨な生活を救済することができないから、(一)遺族補償に関する審議機関の設置、(二)遺族に対する国家補償制度の確立、(三)英霊一柱に弔金十数万円以上の支給等、遺族補償の万全を期せられたいとの陳情。

第五二三号 昭和二十七年三月五日
受理

あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する陳情
陳情者 神戸市生田区多聞通二ノ
一三三社団法人兵庫縣鍼灸按摩師会 塩津勇

行政機構改革に関する政令諮問委員会は昭和二十六年八月十四日付をもつて各種の免許および試験制度を廃止するよう内閣総理大臣に答申したが、この中にあん摩師、はり師、きゆう師および柔道整復師も含まれている。しかしこれ等を廃止することは悪質低級な業者を濫造して国民の保健衛生上害毒を流す結果となるから最少限度現行の試験制度は存続すべきである。なお現行の「あん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師法」の一部を改正して「マッサージ師、はり師、きゆう師、柔道整復師法」としてこれ等の身分を法中にそう入明記せられたいとの陳情。

第五二九号 昭和二十七年三月六日
受理

戦争犠牲者国家補償法制定に関する陳情

陳情者 宮城県本吉郡気仙沼町議
會議長 小野寺寅七

政府においては準備中の戦争犠牲者救護の対象の中に、未帰還留置者および留守家族が除外されており、またこれ等にとらわれている救護措置は現行法令では多くの制限を受け、支給額が不当に低額で現状に即しないものであるから、戦争犠牲者救護法対象の中に抑留者および留守家族の処遇を包含して、すみやかに、かつ完全な国家補償立法化の措置を講ぜられたいとの陳情。

第五五二号 昭和二十七年三月七日
受理

新潟県の結核病床増設等に関する陳情
陳情者 新潟県長岡市蔵王町一、
〇四八北越電化工業労働組合内 高橋宏二

新潟県における結核患者で入院を要する患者は約五千名以上に及び、しかもますます増加の傾向にあるにかかわらず、国立、県立の医療機関への国庫補助を打ち切り、さらに国立病院の拂下げすら計画している由であるが、かくては県民の医療保障は不可能となり、県民は疾病と貧困の中にしんぎんすることとなるから、(一)さらに四千六百床を国費により増床すること、(二)県立病院への国庫補助、(三)国立病院の整備拡充等の措置を講ぜられたいとの陳情。

三月十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第三項を削る。

第三十三條の四を第三十三條の七とし、第三十三條の三を第三十三條の六とし、第三十三條の二を第三十三條の五とし、第三十三條の次に次の三條を加える。

第三十三條の二 児童相談所長は、一時保護を加えた児童の所持する物であつて、一時保護中本人に所持させることが児童の福祉をそこなう虞があるものを保管することができ。

児童相談所長は、前項の規定により保管する物で、腐敗、若しくは滅失する虞があるもの又は保管に著しく不便なものは、これを売却してその代価を保管することができ。

児童相談所長は、前二項の規定により保管する物について当該児童以外の者が返還請求権を有することが明らかでない場合は、これをその権利者に返還しなければならぬ。

児童相談所長は、前項に規定する返還請求権を有する者を知ることができないとき、又はその者の

所在を知ることができないときは、返還請求権を有する者は、一年以内に申し出るべき旨を公告しなければならぬ。

前項の期間内に同項の申出がないときは、その物は、当該児童相談所を設置した都道府県に帰属する。

児童相談所長は、一時保護を解除するときは、第三項の規定により返還する物を除き、その保管する物を当該児童に返還しなければならぬ。この場合において、当該児童に交付することが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、これをその保護者に交付することができる。

第一項の規定による保管、第二項の規定による売却及び第四項の規定による公告に要する費用は、その物の返還を受ける者があると

きは、その者の負担とする。

第三十三條の三 児童相談所長は、一時保護を加えている間に児童が逃走し、又は死亡した場合において、遺留物があるときは、これを保管し、且つ、前條第三項の規定により権利者に返還しなければならぬ物を除き、これを当該児童の保護者若しくは親族又は相続人に交付しなければならぬ。

前條第二項、第四項、第五項及び第七項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第三十三條の四 この法律で定めるものの外、一時保護に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十四條第一項第四号の次に次の二号を加える。

四の二 児童に午後十時から午前

三時までの間、戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の三 戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の四 戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の五 戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の六 戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の七 戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の八 戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の九 戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の一〇 戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の一〇 戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所

四の二 児童に午後十時から午前

三時までの間、戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の三 戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の四 戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の五 戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の六 戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の七 戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の八 戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の九 戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の一〇 戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所

で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の一〇 戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(遺留物に関する経過規定)

2 この法律による改正後の第三十三條の三の規定は、この法律の施行前に逃走し、又は死亡した児童の遺留物で、この法律の施行の際現に児童相談所にあるものについても、適用する。

(身体障害者福祉法の一部改正)

3 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「その保護者(親権を行う者及び後見人をいう。)」を「その保護者(親権を行う者及び後見人をいう。但し、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七條第一項第三号の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の

長とする。以下同じ。」に改める。
第十六條第二項第二号中「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)」を「児童福祉法」に改める。

三月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、船員保険法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十七日)

一、麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項を次のように改める。

標準報酬に被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ等級	標準報酬		報酬月額
	月額	日額	
第一級	四、〇〇〇円	一三〇円	四、〇〇〇円未満
第二級	四、五〇〇円	一四〇円	四、五〇〇円以上 四、七五〇円未満
第三級	五、〇〇〇円	一五〇円	四、七五〇円以上 五、〇〇〇円未満
第四級	六、〇〇〇円	一八〇円	五、〇〇〇円以上 六、〇〇〇円未満
第五級	七、〇〇〇円	二二〇円	六、〇〇〇円以上 七、〇〇〇円未満
第六級	八、〇〇〇円	二六〇円	七、〇〇〇円以上 八、〇〇〇円未満
第七級	九、〇〇〇円	三〇〇円	八、〇〇〇円以上 九、〇〇〇円未満

第八級	一〇、〇〇〇円	三三〇円	九、〇〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満
第九級	一三、〇〇〇円	四〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一三、〇〇〇円未満
第一〇級	一四、〇〇〇円	四二〇円	一三、〇〇〇円以上 一四、〇〇〇円未満
第一級	一六、〇〇〇円	四八〇円	一四、〇〇〇円以上 一六、〇〇〇円未満
第二級	一八、〇〇〇円	五四〇円	一六、〇〇〇円以上 一八、〇〇〇円未満
第三級	二〇、〇〇〇円	六〇〇円	一八、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円未満
第四級	二二、〇〇〇円	六六〇円	二〇、〇〇〇円以上 二二、〇〇〇円未満
第五級	二四、〇〇〇円	七二〇円	二二、〇〇〇円以上 二四、〇〇〇円未満
第六級	二六、〇〇〇円	七八〇円	二四、〇〇〇円以上 二六、〇〇〇円未満
第七級	二八、〇〇〇円	八四〇円	二六、〇〇〇円以上 二八、〇〇〇円未満
第八級	三〇、〇〇〇円	九〇〇円	二八、〇〇〇円以上 三〇、〇〇〇円未満
第九級	三三、〇〇〇円	九六〇円	三〇、〇〇〇円以上 三三、〇〇〇円未満
第二級	三六、〇〇〇円	一、〇二〇円	三三、〇〇〇円以上 三六、〇〇〇円未満
第一級	三九、〇〇〇円	一、〇八〇円	三六、〇〇〇円以上 三九、〇〇〇円未満
第二級	四二、〇〇〇円	一、一四〇円	三九、〇〇〇円以上 四二、〇〇〇円未満
第三級	四五、〇〇〇円	一二〇〇円	四二、〇〇〇円以上 四五、〇〇〇円未満
第四級	四八、〇〇〇円	一二六〇円	四五、〇〇〇円以上 四八、〇〇〇円未満
第五級	五〇、〇〇〇円	一三〇〇円	四八、〇〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第六級	五三、〇〇〇円	一三六〇円	五〇、〇〇〇円以上 五三、〇〇〇円未満
第七級	五六、〇〇〇円	一四二〇円	五三、〇〇〇円以上 五六、〇〇〇円未満
第八級	五九、〇〇〇円	一四八〇円	五六、〇〇〇円以上 五九、〇〇〇円未満
第九級	六二、〇〇〇円	一五四〇円	五九、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満
第一〇級	六五、〇〇〇円	一六〇〇円	六二、〇〇〇円以上 六五、〇〇〇円未満
第十一級	六八、〇〇〇円	一六六〇円	六五、〇〇〇円以上 六八、〇〇〇円未満
第十二級	七一、〇〇〇円	一七二〇円	六八、〇〇〇円以上 七一、〇〇〇円未満
第十三級	七四、〇〇〇円	一七八〇円	七一、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第十四級	七七、〇〇〇円	一八四〇円	七四、〇〇〇円以上 七七、〇〇〇円未満
第十五級	八〇、〇〇〇円	一九〇〇円	七七、〇〇〇円以上 八〇、〇〇〇円未満
第十六級	八三、〇〇〇円	一九六〇円	八〇、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第十七級	八六、〇〇〇円	二〇二〇円	八三、〇〇〇円以上 八六、〇〇〇円未満
第十八級	八九、〇〇〇円	二〇八〇円	八六、〇〇〇円以上 八九、〇〇〇円未満
第十九級	九二、〇〇〇円	二一四〇円	八九、〇〇〇円以上 九二、〇〇〇円未満
第二十級	九五、〇〇〇円	二二〇〇円	九二、〇〇〇円以上 九五、〇〇〇円未満
第二十一級	九八、〇〇〇円	二二六〇円	九五、〇〇〇円以上 九八、〇〇〇円未満
第二十二級	一〇一、〇〇〇円	二三二〇円	九八、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第二十三級	一〇四、〇〇〇円	二三八〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇四、〇〇〇円未満
第二十四級	一〇七、〇〇〇円	二四四〇円	一〇四、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第二十五級	一一〇、〇〇〇円	二五〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一〇、〇〇〇円未満
第二十六級	一一三、〇〇〇円	二五六〇円	一一〇、〇〇〇円以上 一一三、〇〇〇円未満
第二十七級	一一六、〇〇〇円	二六二〇円	一一三、〇〇〇円以上 一一六、〇〇〇円未満
第二十八級	一二〇、〇〇〇円	二六八〇円	一一六、〇〇〇円以上 一二〇、〇〇〇円未満
第二十九級	一二四、〇〇〇円	二七四〇円	一二〇、〇〇〇円以上 一二四、〇〇〇円未満
第三十級	一二八、〇〇〇円	二八〇〇円	一二四、〇〇〇円以上 一二八、〇〇〇円未満
第三十一級	一三二、〇〇〇円	二八六〇円	一二八、〇〇〇円以上 一三二、〇〇〇円未満
第三十二級	一三六、〇〇〇円	二九二〇円	一三二、〇〇〇円以上 一三六、〇〇〇円未満
第三十三級	一四〇、〇〇〇円	二九八〇円	一三六、〇〇〇円以上 一四〇、〇〇〇円未満
第三十四級	一四四、〇〇〇円	三〇四〇円	一四〇、〇〇〇円以上 一四四、〇〇〇円未満
第三十五級	一四八、〇〇〇円	三一〇〇円	一四四、〇〇〇円以上 一四八、〇〇〇円未満
第三十六級	一五二、〇〇〇円	三一六〇円	一四八、〇〇〇円以上 一五二、〇〇〇円未満
第三十七級	一五六、〇〇〇円	三二二〇円	一五二、〇〇〇円以上 一五六、〇〇〇円未満
第三十八級	一六〇、〇〇〇円	三二八〇円	一五六、〇〇〇円以上 一六〇、〇〇〇円未満
第三十九級	一六四、〇〇〇円	三三四〇円	一六〇、〇〇〇円以上 一六四、〇〇〇円未満
第四十級	一六八、〇〇〇円	三四〇〇円	一六四、〇〇〇円以上 一六八、〇〇〇円未満
第四十一級	一七二、〇〇〇円	三四六〇円	一六八、〇〇〇円以上 一七二、〇〇〇円未満
第四十二級	一七六、〇〇〇円	三五二〇円	一七二、〇〇〇円以上 一七六、〇〇〇円未満
第四十三級	一八〇、〇〇〇円	三五八〇円	一七六、〇〇〇円以上 一八〇、〇〇〇円未満
第四十四級	一八四、〇〇〇円	三六四〇円	一八〇、〇〇〇円以上 一八四、〇〇〇円未満
第四十五級	一八八、〇〇〇円	三七〇〇円	一八四、〇〇〇円以上 一八八、〇〇〇円未満
第四十六級	一九二、〇〇〇円	三七六〇円	一八八、〇〇〇円以上 一九二、〇〇〇円未満
第四十七級	一九六、〇〇〇円	三八二〇円	一九二、〇〇〇円以上 一九六、〇〇〇円未満
第四十八級	二〇〇、〇〇〇円	三八八〇円	一九六、〇〇〇円以上 二〇〇、〇〇〇円未満
第四十九級	二〇四、〇〇〇円	三九四〇円	二〇〇、〇〇〇円以上 二〇四、〇〇〇円未満
第五十級	二〇八、〇〇〇円	四〇〇〇円	二〇四、〇〇〇円以上 二〇八、〇〇〇円未満
第五十一級	二一二、〇〇〇円	四〇六〇円	二〇八、〇〇〇円以上 二一二、〇〇〇円未満
第五十二級	二一六、〇〇〇円	四一二〇円	二一二、〇〇〇円以上 二一六、〇〇〇円未満
第五十三級	二二〇、〇〇〇円	四一八〇円	二一六、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満
第五十四級	二二四、〇〇〇円	四二四〇円	二二〇、〇〇〇円以上 二二四、〇〇〇円未満
第五十五級	二二八、〇〇〇円	四三〇〇円	二二四、〇〇〇円以上 二二八、〇〇〇円未満
第五十六級	二三二、〇〇〇円	四三六〇円	二二八、〇〇〇円以上 二三二、〇〇〇円未満
第五十七級	二三六、〇〇〇円	四四二〇円	二三二、〇〇〇円以上 二三六、〇〇〇円未満
第五十八級	二四〇、〇〇〇円	四四八〇円	二三六、〇〇〇円以上 二四〇、〇〇〇円未満
第五十九級	二四四、〇〇〇円	四五四〇円	二四〇、〇〇〇円以上 二四四、〇〇〇円未満
第六十級	二四八、〇〇〇円	四六〇〇円	二四四、〇〇〇円以上 二四八、〇〇〇円未満
第六十一級	二五二、〇〇〇円	四六六〇円	二四八、〇〇〇円以上 二五二、〇〇〇円未満
第六十二級	二五六、〇〇〇円	四七二〇円	二五二、〇〇〇円以上 二五六、〇〇〇円未満
第六十三級	二六〇、〇〇〇円	四七八〇円	二五六、〇〇〇円以上 二六〇、〇〇〇円未満
第六十四級	二六四、〇〇〇円	四八四〇円	二六〇、〇〇〇円以上 二六四、〇〇〇円未満
第六十五級	二六八、〇〇〇円	四九〇〇円	二六四、〇〇〇円以上 二六八、〇〇〇円未満
第六十六級	二七二、〇〇〇円	四九六〇円	二六八、〇〇〇円以上 二七二、〇〇〇円未満
第六十七級	二七六、〇〇〇円	五〇二〇円	二七二、〇〇〇円以上 二七六、〇〇〇円未満
第六十八級	二八〇、〇〇〇円	五〇八〇円	二七六、〇〇〇円以上 二八〇、〇〇〇円未満
第六十九級	二八四、〇〇〇円	五一四〇円	二八〇、〇〇〇円以上 二八四、〇〇〇円未満
第七十級	二八八、〇〇〇円	五二〇〇円	二八四、〇〇〇円以上 二八八、〇〇〇円未満
第七十一級	二九二、〇〇〇円	五二六〇円	二八八、〇〇〇円以上 二九二、〇〇〇円未満
第七十二級	二九六、〇〇〇円	五三二〇円	二九二、〇〇〇円以上 二九六、〇〇〇円未満
第七十三級	三〇〇、〇〇〇円	五三八〇円	二九六、〇〇〇円以上 三〇〇、〇〇〇円未満
第七十四級	三〇四、〇〇〇円	五四四〇円	三〇〇、〇〇〇円以上 三〇四、〇〇〇円未満
第七十五級	三〇八、〇〇〇円	五五〇〇円	三〇四、〇〇〇円以上 三〇八、〇〇〇円未満
第七十六級	三一二、〇〇〇円	五五六〇円	三〇八、〇〇〇円以上 三一二、〇〇〇円未満
第七十七級	三一六、〇〇〇円	五六二〇円	三一二、〇〇〇円以上 三一六、〇〇〇円未満
第七十八級	三二〇、〇〇〇円	五六八〇円	三一六、〇〇〇円以上 三二〇、〇〇〇円未満
第七十九級	三二四、〇〇〇円	五七四〇円	三二〇、〇〇〇円以上 三二四、〇〇〇円未満
第八十級	三二八、〇〇〇円	五八〇〇円	三二四、〇〇〇円以上 三二八、〇〇〇円未満
第八十一級	三三二、〇〇〇円	五八六〇円	三二八、〇〇〇円以上 三三二、〇〇〇円未満
第八十二級	三三六、〇〇〇円	五九二〇円	三三二、〇〇〇円以上 三三六、〇〇〇円未満
第八十三級	三四〇、〇〇〇円	五九八〇円	三三六、〇〇〇円以上 三四〇、〇〇〇円未満
第八十四級	三四四、〇〇〇円	六〇四〇円	三四〇、〇〇〇円以上 三四四、〇〇〇円未満
第八十五級	三四八、〇〇〇円	六一〇〇円	三四四、〇〇〇円以上 三四八、〇〇〇円未満
第八十六級	三五二、〇〇〇円	六一六〇円	三四八、〇〇〇円以上 三五二、〇〇〇円未満
第八十七級	三五六、〇〇〇円	六二二〇円	三五二、〇〇〇円以上 三五六、〇〇〇円未満
第八十八級	三六〇、〇〇〇円	六二八〇円	三五六、〇〇〇円以上 三六〇、〇〇〇円未満
第八十九級	三六四、〇〇〇円	六三四〇円	三六〇、〇〇〇円以上 三六四、〇〇〇円未満
第九十級	三六八、〇〇〇円	六四〇〇円	三六四、〇〇〇円以上 三六八、〇〇〇円未満
第九十一級	三七二、〇〇〇円	六四六〇円	三六八、〇〇〇円以上 三七二、〇〇〇円未満
第九十二級	三七六、〇〇〇円	六五二〇円	三七二、〇〇〇円以上 三七六、〇〇〇円未満
第九十三級	三八〇、〇〇〇円	六五八〇円	三七六、〇〇〇円以上 三八〇、〇〇〇円未満
第九十四級	三八四、〇〇〇円	六六四〇円	三八〇、〇〇〇円以上 三八四、〇〇〇円未満
第九十五級	三八八、〇〇〇円	六七〇〇円	三八四、〇〇〇円以上 三八八、〇〇〇円未満
第九十六級	三九二、〇〇〇円	六七六〇円	三八八、〇〇〇円以上 三九二、〇〇〇円未満
第九十七級	三九六、〇〇〇円	六八二〇円	三九二、〇〇〇円以上 三九六、〇〇〇円未満
第九十八級	四〇〇、〇〇〇円	六八八〇円	三九六、〇〇〇円以上 四〇〇、〇〇〇円未満
第九十九級	四〇四、〇〇〇円	六九四〇円	四〇〇、〇〇〇円以上 四〇四、〇〇〇円未満
第一百級	四〇八、〇〇〇円	七〇〇〇円	四〇四、〇〇〇円以上 四〇八、〇〇〇円未満
第一百〇一級	四一二、〇〇〇円	七〇六〇円	四〇八、〇〇〇円以上 四一二、〇〇〇円未満
第一百〇二級	四一六、〇〇〇円	七一二〇円	四一二、〇〇〇円以上 四一六、〇〇〇円未満
第一百〇三級	四二〇、〇〇〇円	七一八〇円	四一六、〇〇〇円以上 四二〇、〇〇〇円未満
第一百〇四級	四二四、〇〇〇円	七二四〇円	四二〇、〇〇〇円以上 四二四、〇〇〇円未満
第一百〇五級	四二八、〇〇〇円	七三〇〇円	四二四、〇〇〇円以上 四二八、〇〇〇円未満
第一百〇六級	四三二、〇〇〇円	七三六〇円	四二八、〇〇〇円以上 四三二、〇〇〇円未満
第一百〇七級	四三六、〇〇〇円	七四二〇円	四三二、〇〇〇円以上 四三六、〇〇〇円未満
第一百〇八級	四四〇、〇〇〇円	七四八〇円	四三六、〇〇〇円以上 四四〇、〇〇〇円未満
第一百〇九級	四四四、〇〇〇円	七五四〇円	四四〇、〇〇〇円以上 四四四、〇〇〇円未満
第一百一十級	四四八、〇〇〇円	七六〇〇円	四四四、〇〇〇円以上 四四八、〇〇〇円未満
第一百一十一級	四五二、〇〇〇円	七六六〇円	四四八、〇〇〇円以上 四五二、〇〇〇円未満
第一百一十二級	四五六、〇〇〇円	七七二〇円	四五二、〇〇〇円以上 四五六、〇〇〇円未満
第一百一十三級	四六〇、〇〇〇円	七七八〇円	四五六、〇〇〇円以上 四六〇、〇〇〇円未満
第一百一十四級	四六四、〇〇〇円	七八四〇円	四六〇、〇〇〇円以上 四六四、〇〇〇円未満
第一百一十五級	四六八、〇〇〇円	七九〇〇円	四六四、〇〇〇円以上 四六八、〇〇〇円未満
第一百一十六級	四七二、〇〇〇円	七九六〇円	四六八、〇〇〇円以上 四七二、〇〇〇円未満
第一百一十七級	四七六、〇〇〇円	八〇二〇円	四七二、〇〇〇円以上 四七六、〇〇〇円未満
第一百一十八級	四八〇、〇〇〇円	八〇八〇円	四七六、〇〇〇円以上 四八〇、〇〇〇円未満
第一百一十九級	四八四、〇〇〇円	八一四〇円	四八〇、〇〇〇円以上 四八四、〇〇〇円未満
第一百二十級	四八八、〇〇〇円	八二〇〇円	四八四、〇〇〇円以上 四八八、〇〇〇円未満
第一百二〇一級	四九二、〇〇〇円	八二六〇円	四八八、〇〇〇円以上 四九二、〇〇〇円未満
第一百二〇二級	四九六、〇〇〇円	八三二〇円	四九二、〇〇〇円以上 四九六、〇〇〇円未満
第一百二〇三級	五〇〇、〇〇〇円	八三八〇円	四九六、〇〇〇円以上 五〇〇、〇〇〇円未満
第一百二〇四級	五〇四、〇〇〇円	八四四〇円	五〇〇、〇〇〇円以上 五〇四、〇〇〇円未満
第一百二〇五級	五〇八、〇〇〇円	八五〇〇円	五〇四、〇〇〇円以上 五〇八、〇〇〇円未満
第一百二〇六級	五一二、〇〇〇円	八五六〇円	五〇八、〇〇〇円以上 五一二、〇〇〇円未満
第一百二〇七級	五一六、〇〇〇円	八六二〇円	五一二、〇〇〇円以上 五一六、〇〇〇円未満
第一百二〇八級	五二〇、〇〇〇円	八六八〇円	五一六、〇〇〇円以上 五二〇、〇〇〇円未満
第一百二〇九級	五二四、〇〇〇円	八七四〇円	五二〇、〇〇〇円以上 五二四、〇〇〇円未満
第一百二一〇級	五二八、〇〇〇円	八八〇〇円	五二四、〇〇〇円以上 五二八、〇〇〇円未満
第一百二一〇一級	五三二、〇〇〇円	八八六〇円	五二八、〇〇〇円以上 五三二、〇〇〇円未満
第一百二一〇二級	五三六、〇〇〇円	八九二〇円	五三二、〇〇〇円以上 五三六、〇〇〇円未満
第一百二一〇三級	五四〇、〇〇〇円	八九八〇円	五三六、〇〇〇円以上 五四〇、〇〇〇円未満
第一百二一〇四級	五四四、〇〇〇円	九〇四〇円	五四〇、〇〇〇円以上 五四四、〇〇〇円未満
第一百二一〇五級	五四八、〇〇〇円	九一〇〇円	五四四、〇〇〇円以上 五四八、〇〇〇円未満
第一百二一〇六級	五五二、〇〇〇円	九一六〇円	五四八、〇〇〇円以上 五五二、〇〇〇円未満
第一百二一〇七級	五五六、〇〇〇円	九二二〇円	五五二、〇〇〇円以上 五五六、〇〇〇円未満
第一百二一〇八級	五六〇、〇〇〇円	九二八〇円	五五六、〇〇〇円以上 五六〇、〇〇〇円未満
第一百二一〇九級	五六四、〇〇〇円	九三四〇円	五六〇、〇〇〇円以上 五六四、〇〇〇円未満
第一百二一一〇級	五六八、〇〇〇円	九四〇〇円	五六四、〇〇〇円以上 五六八、〇〇〇円未満
第一百二一一〇一級	五七二、〇〇〇円	九四六〇円	五六八、〇〇〇円以上 五七二、〇〇〇円未満
第一百二一一〇二級	五七六、〇〇〇円	九五二〇円	五七二、〇〇〇円以上 五七六、〇〇〇円未満
第一百二一一〇三級	五八〇、〇〇〇円	九五八〇円	五七六、〇〇〇円以上 五八〇、〇〇〇円未満
第一百二一一〇四級	五八四、〇〇〇円	九六四〇円	五八〇、〇〇〇円以上 五八四

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律

第一條 麻薬取締法（昭和二十三年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二條 第一項中「麻薬研究者の下に、家庭麻薬製剤業者、家庭麻薬卸売業者」を加え、同條第十二項を削り、同條に次の三項を加える。

12 この法律で「家庭麻薬製剤業者」とは、厚生大臣の免許を受けて千分中二分以下のコデイン、ヒドロコデイン又はこれらの塩類が検出されない麻薬（以下「家庭麻薬」という。）を製剤することを業とする者をいう。

13 この法律で「家庭麻薬卸売業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者又は家庭麻薬小売業者に家庭麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

14 この法律で「家庭麻薬小売業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬取扱者以外の者に家庭麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

第五條 第二号中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加え、同條第三号中「麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者」を「麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者又は家庭麻薬卸売業者」に、同條第八号中「医

藥品販賣業者」を「薬局開設者又は医薬品販賣業者」に改める。

第九條 中「麻薬製剤業者」の下に「家庭麻薬製剤業者」を、「麻薬卸売業者」の下に「又は家庭麻薬卸売業者」を加える。

第十九條 麻薬輸入業者は、麻薬を輸入しようとするときは、その都度左に掲げる事項について厚生大臣の許可を受けなければならない。

一 輸入しようとする麻薬の品名及び数量
二 輸出者の住所及び氏名
三 輸入の期間
四 輸入港名
五 出港港名

2 前項の許可を受けた者は、同項各号の事項を変更しようとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の許可をしたときは、輸入許可書を交付する。

第十九條の次に次の二條を加える。

第十九條の二 麻薬輸入業者は、麻薬を輸入したときは、相手国発給の輸出許可書又はその謄本を、その麻薬を輸入した日又は輸出許可書若しくはその謄本を受け取つた日から十日以内に、厚生大臣に提出しなければならない。

第十九條の三 第十九條の許可を受けた者は、許可を受けた輸入の期間内に麻薬を輸入しなかつたときは、当該期間の満了後十

日以内に、輸入許可書を厚生大臣に返納しなければならない。

第二十四條 次の但書を加える。

但し、コデイン、ヒドロコデイン又はこれらの塩類を家庭麻薬製剤業者が譲り渡すことは、この限りでない。

第二十六條 第一項中「麻薬製剤業者」の下に「又は家庭麻薬製剤業者」を加える。

第二十七條 中「麻薬製剤業者」の下に「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第二十八條 但書中「麻薬卸売業者若しくは家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改め、同條に次の一項を加える。

2 家庭麻薬製剤業者は、家庭麻薬を麻薬取扱者以外の者に譲り渡してはならない。

第二十九條 第一項中「麻薬製剤業者」の下に「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第三十條 及び第三十一條 中「麻薬製剤業者」の下に「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第三十三條 但書中「家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改める。

第三十四條 但書中「家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改め、同條に次の一項を加える。

第四十五條 第一項中「記名して印を押させ」を「記名させ」に改める。

第四十七條 第一項を次のように改める。

麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

一 前年の十月十五日に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

二 前年の十月十五日からその年の十月十五日までの間に譲り受け、譲り渡し、施用し、施用のため交付し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

三 その年の十月十五日に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

第三章 第四十七條の次に次の二條を加える。

第四十七條の二 麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者は、この法律の規定による場合を除く外、厚生大臣の許可を受けなければ、その所持する麻薬（家庭麻薬を除く。）を他の麻薬取扱者に譲り渡してはならない。

第四十七條の三 家庭麻薬製剤業者、家庭麻薬卸売業者又は家庭麻薬小売業者は、家庭麻薬以外の麻薬を所持し、製剤し、譲り受け、又は譲り渡してはならない。但し、家庭麻薬製剤業者が

第二十四條 但書の規定により譲り渡される麻薬を譲り受け、及びこれを所持することは、この限りでない。

第五十七條 第一項中「第四條第一号、第二号若しくは第三号」を「第四條第一号若しくは第二号」に、「第四十四條又は第四十六條」を「第四十四條、第四十六條又は第四十七條の三」に改め、同條の次に次の三條を加える。

第五十七條の二 第四條第三号の規定に違反した者は、これを七年以下の懲役に処する。

第五十七條の三 営利の目的で前二條の違反行為をした者は、これを七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第五十七條の四 常習として第五十七條又は第五十七條の二の違反行為をした者は、これを一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の規定にあたる行為が前條の規定に触れるときは、その行為者を一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第五十八條 第一号中「第十九條」の下に「第二号若しくは第二項」を加え、「第二十八條、第三十三條、第三十四條、第三十六條」を「第二十八條第一号若しくは第二項、第三十三條、第三十四條第一号若しくは第二項、第三十六條第二項、第三十八條第二項又は第四

の制定を取り止め、現行法を改正して
無免許営業の絶滅を図りたいとの請
願。

第一一四七号 昭和二十七年三月十
日受理

児童福祉行政の拡充強化に関する請願
請願者 茨城県那珂郡平磯町平
磯保育園内 川崎杉子
外八十四名

紹介議員 梅津 錦一君

児童福祉を増進すべき行政が、経費の
面において二十七年度も平衡交付金に
算入されようとし、またその機構や制
度を改悪しようとしていることは時代
逆行もはなはだしきものであるから、
あくまで国庫特別補助金により、補助
率を従前通りとするともに、如何なる
機構の改悪も行わなければならない、児
童福祉が国家百年の大計に直結する現
実を明察の上児童福祉行政の拡充強化
を図りたいとの請願。

第一一五二号 昭和二十七年三月十
日受理

新潟県の結核病床増設等に関する請願
請願者 新潟県刈羽郡石黒村
長 田辺伊久外二十六
名

紹介議員 下條 恭兵君

新潟県の結核に対する医療機関は、七箇
所の国立療養所と三箇所の国立病院お
よび三十一箇所の県立病院があるが、
当県の結核患者ははなはだしく増加す
る勢にある上、政府が県立病院に對す
る補助を打ち切つたため憂慮する状態
にある。また政府は三箇所の国立病院
に對する二割五分の補助を打ち切るた
め、国立病院の拂下げが計画されて、新

潟県民の医療保障は全くできない実情
にあるから、(一)新潟県の結核病床増
設は国の責任において行うこと、(二)
県立病院を充実し、公的医療機関とす
るため一定の補助を出すこと、(三)国
立病院をさらに整備拡充すること等を
すみやかに具現せられたいとの請願。

第一一八八号 昭和二十七年三月十
日受理

新潟県の結核病床増設等に関する請願
請願者 新潟県刈羽郡石黒村議
會議長 田辺鍾助外十
一名

紹介議員 下條 恭兵君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同
じである。

第二二二二号 昭和二十七年三月十
日受理

新潟県の結核病床増設等に関する請願
請願者 新潟県刈羽郡北碓村
大字中田 遠藤栄外十
三名

紹介議員 下條 恭兵君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同
じである。

第二二五七号 昭和二十七年三月十
日受理

新潟県の結核病床増設等に関する請願
請願者 新潟県刈羽郡上小国村
長 佐藤勝栄外四十八
名

紹介議員 下條 恭兵君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同
じである。
第二二八一号 昭和二十七年三月十
四日受理
新潟県の結核病床増設等に関する請願

請願者 新潟県刈羽郡二田村大
字長嶺 山田栄次郎外
十九名
紹介議員 下條 恭兵君
この請願の趣旨は、第一一五二号と同
じである。

第一一六五号 昭和二十七年三月十
日受理

元満洲開拓青年義勇隊の取扱に関する
請願
請願者 静岡県島田市横井町
加藤弘造外四名

紹介議員 長島 銀藏君

元満洲開拓青年義勇隊は、内地の訓練
所を出て渡満し、原住民と住まない
国境において開拓に従うと同時に必要
に応じて國境警備の任にもつき、大東亞
戦に際しては関東軍の命令において重
要業務に服したが、ソ連参戦となるや
一部隊員はソ連に抑留される等の間
における戦死者は約三千名と推定され
ているから、同隊の特殊性を考慮して
これら犠牲者を軍人および軍属と同様
に取り扱われたいとの請願。

第一一八六号 昭和二十七年三月十
日受理

国立函館病院存置に関する請願(六通)
請願者 北海道松前郡福島町
長 工藤福次郎外五名

紹介議員 千葉 信君

伝えられる国立病院の地方移譲の対象
に函館病院も加えられているが、もし
地方に移譲されると貧困な地方財政の
現状では患者の負担が増大するばかり
でなく、診療内容を低下し、医療機関
に乏しい道南住民にとって最大の不幸
となるから、当病院を国立として存置
せられたいとの請願。

第一一八七号 昭和二十七年三月十
日受理

国立千葉病院存置に関する請願
請願者 千葉県議会内 鈴木長
治外五百九十名

紹介議員 片岡 文重君

今般政府より閣議決定として全国六十
箇所の国立病院の地方移譲の発表があ
り、国立千葉病院もその一に掲げられ
たのであるが、本病院は名実ともに本
県のメデイカルセンターであり、その
種別も健康、国保、組合、生保、未復、
労災、自費と各種を擁し、その立地的
好条件と相まって本病院を利用する患
者の分布も県下はもとより近隣各都県
に及んでいるから、本院の営利化阻止
の見地からも従前通り国においてこれ
を管理運営せられたいとの請願。

第一一九九号 昭和二十七年三月十
日受理

国立秋田病院存置に関する請願
請願者 秋田市上中城町四国立
秋田病院内 小林秀雄

紹介議員 金子 洋文君

政府は国立病院の一部を存置し、その
大部分を地方に移譲する方針である
が、真に県民の福祉に寄與する公的医
療機関として適正かつ低廉な医療を今
後とも実行するには、国営にまざる医
療機関はないから、国立秋田病院を国
立として存置せられたいとの請願。

第二二〇〇号 昭和二十七年三月十
日受理

国立福山病院存置に関する請願
請願者 岡山県小田郡笠岡町大
字笠岡二、四一八 岡
田勘一外百七十八名

紹介議員 梅津 錦一君

政府は昭和二十七年において現在の
国立病院の一部を除いて他を地方に移
譲する方針を示し、国立福山病院も移
譲の対象となつてゐるが、これが実現
の晩には国の医療社会保障制度の政策
は減退の方向をたどり、医療内容の低
下はもとより現在地方交付金に依存す
る地方自治体では営利を目的とせざる
を得なくなり、大衆の真の医療機関と
することは望み得ないから、当病院を
国立として存置せられたいとの請願。

第二二〇一号 昭和二十七年三月十
日受理

元陸軍毒ガス工場軍属の援護対策に関
する請願
請願者 広島県豊田郡幸崎町
三、〇一二 名井久外
十八名

紹介議員 山田 節男君

広島県豊田町にあった元東京第二陸軍
毒兵しゅう忠海製造所は、戦時中わが
国最大の毒ガス製造秘密工場であつ
た。その内容は知られていないが、イ
ペリット、ルイサイト、サイローム等
の強力な毒ガスを、不完全な装置と不
備な作業によつて製造していたため、
傷病者が相次ぎ、嚴重な監視の下に強
制就労させられていた当時の状況は職
場以上に悲惨なものであつたから、こ
れら元陸軍毒ガス工場に勤務していた
軍属に對して、何等かの傷害年金対策
を講ぜられたいとの請願。

第二二〇二号 昭和二十七年三月十
日受理

国立病院の地方移管反対に関する請願
請願者 福島県岩瀬郡須賀川町
市 戸田家一三三 田島太
市

紹介議員 油井賢太郎君

最近国立病院の地方移管が盛に伝えられているが、これが実現は、地方財政の圧迫、病院の営利化、公的医療の衰退等が国医療制度に重大な影響をもたらすことになるから、国会においては慎重に審議せられたいとの請願。

第一二三三三号 昭和二十七年三月十三日受理

国立病院の地方移管反対に関する請願(一通)

請願者 長崎県大村市松並町国立大村病院松並病棟内

合大村松並支部内堤保男外一名

紹介議員 藤野 繁雄君 秋山 俊一郎君

政府は最近国立病院を地方に移管する方針のよしであるが、国民の医療と、社会保障制度を確立するため重大なる二大目的を有する国立病院を地方に移譲することは、地方財政の貧困なる現状よりして、かえつて医療内容の低下をきたし、社会保障の目的に反する結果となるから、この際政府はむしろ国立病院の整備強化を図りその目的達成を期せられたいとの請願。

第一二〇六号 昭和二十七年三月十三日受理

国立大竹病院存置に関する請願

請願者 広島県佐伯郡大竹町長 二階堂哲朗外七十名

紹介議員 中山 壽彦君

政府においては国立病院の地方移管を企図しているが、広島県佐伯郡大竹町に位置する国立大竹病院は、海軍の旧

大竹潜水学校を転用したもので、病院としての設備は未だ充分とはいえず、これを充実に完備することは貧弱な県財政では到底困難であるから、本病院は従来通り国立総合病院として存置し一日も早く設備の充実を図られたいとの請願。

第一二三三三号 昭和二十七年三月十三日受理

国立大竹病院存置に関する請願

請願者 広島県佐伯郡大竹町議会議長 笹野龍市外七十名

紹介議員 梅津 錦一君

政府においては、国立病院を地方に移譲あるいは結核療養所に転換する由であるが、広島県大竹町所在の国立大竹病院は、当地方における唯一の総合病院であつて、もし結核療養所に転換された場合は一般の診療は不可能となり、当地方民にとつては最大の不幸であるから、従来と同様国立総合病院として存続せられたいとの請願。

第一二二四号 昭和二十七年三月十三日受理

国立大竹病院存置に関する請願

請願者 広島県佐伯郡和木村長 善岡宮治外七十名

紹介議員 楠瀬 常猪君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第一二二二二号 昭和二十七年三月十三日受理

国立鳥取病院存置に関する請願

請願者 鳥取県米子市加茂町二鳥取県労働組合協議会

紹介議員 中田 吉雄君

国立病院の地方移管が伝えられているが、現在の国立鳥取病院は、山陰沿線唯一の医療機関として重要な役割を果しており、県下の医療行政に多大の貢献をしている。しかるにこれを地方に移管すると、県の医療行政に多くの支障を生じ、県民は疾病と貧苦の中に生活することになるから、従来通り国営として存置せられたいとの請願。

第一二二三二二号 昭和二十七年三月十三日受理

未復員者給與法に関する請願

請願者 宮崎県日南市国立日向療養所内 大隈正治外二十七名

紹介議員 梅津 錦一君

現行の未復員者給與法中「引き続き療養を必要とする者」の條文により輕作業患者、輕症者の医療切りに関し不安な点があるから、(一)完全治癒まで継続療養を保証すること、(二)傷病恩給を國家災害補償金に支給すること、(三)療養中の生活費を支給すること、(四)治療および附添制限を撤廃すること等について善処せられたいとの請願。

第一二二八二二号 昭和二十七年三月十四日受理

未復員者給與法に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬村日本患者同盟内 近藤 正雄

紹介議員 山下 義信君

この請願の趣旨は、第一二三三三三号と同じである。

国立山形病院存置に関する請願

請願者 山形市香澄町松小路二全日本国立医療労働組合山形支部内 曾我部 徹外四十名

紹介議員 小杉 繁安君

国立山形病院は、旧陸軍病院を引き継いで発足した同地方唯一の総合病院として重要な使命を果しているから、国立モデル病院として益々整備の上、従来通り国営として存置せられたいとの請願。

第一二三三三三三号 昭和二十七年三月十三日受理

原爆犠牲者遺族の援護に関する請願

請願者 広島市長 浜井信三外四名

紹介議員 岩沢 忠恭君 秋山 俊一郎君 藤野 繁雄君 山田 節男君 山下 義信君 山川 良一君 小林 政夫君 楠瀬 常猪君

目下国会において軍人、軍属等の遺家族援護法を審議中であるが、戦争犠牲者に対する國家補償の精神に則り、広島、長崎両市において、学徒動労令による学徒隊員、女子動労令による女子てい身隊員、國民勤勞報國協力令による徴用工、國民義勇隊員、防空従事者等命により出動中原爆で死没した者の遺家族も旧軍人軍属の遺家族と同様に遺家族援護法の適用が受けられるよう適当な措置を講ぜられたいとの請願。

国立病院存置に関する請願

請願者 靜岡市議會議長 広瀬 修造

紹介議員 森田 豊壽君

行政機構の改革に伴い、政府は国立病院を地方に移譲する由であるが、全国各地に散在する国立病院が國民大衆の公的医療機関として社会の福祉ならびに公衆衛生の向上および増進に寄與し、さらに進んで防疫または災害の救護に対処してきたことは周知の事実であつて、もしこれが地方に移譲せんか、極度に窮乏せる地方財政の現状では公的医療機関としての使命達成は至難でありまた住民に與える影響もじん大であるから、國營として存置せられたいとの請願。

第一二四一〇号 昭和二十七年三月十三日受理

国立病院、療養所の地方移管反対に関する請願

請願者 大分市歌の原 後藤十郎

紹介議員 一松 定吉君

政府は、行政機構改革の理由で、国立病院および療養所の地方移管を計画している由であるが、終戦以来逐次利用度の高まつたこれら施設は、現在ほとんどの施設が満員の状態にあり、結核病床の如きは大幅な増床が要望されている等、現下の社会情勢においては、いよその使命が増大しているから、これら国立医療施設を地方に移管することなく、國營として存続せられたいとの請願。

第二二四五号 昭和二十七年三月十三日受理

国立岩国病院存置に関する請願(二通)
請願者 山口県岩国市長 久能寅夫外三名

紹介議員 重宗 雄三君 中川以良君

最近国立病院の地方移管が伝えられているが、国立岩国病院は、国際空港および工業都市として発展の一途にある岩国市に所在する同地方唯一の完備した総合医療施設であつて、近隣はもと論、四国九州方面からの患者をも收容しているから、同地方住民の要望に答へ、モデル病院として国営のまま存置せられたいとの請願。

第二二八三号 昭和二十七年三月十四日受理

国立岩国病院存置に関する請願
請願者 山口県岩国市岩国地区労働組合協議会内 坪内藤義

紹介議員 上條 愛一君

今回政府は国立病院を地方に移譲するよしであるが、当国立岩国病院は総合病院であつて、その利用範囲は数県に亘り、併設義塾工場の運営とともに、当地の中央病院としての指導性を遺憾なく発揮し、当地方住民よりその存続を熱望されている事実と、地理的特殊事情検討の上、今後国立病院として存置運営せられたいとの請願。

第二二八四号 昭和二十七年三月十四日受理

国立岩国病院存置に関する請願
請願者 山口県岩国市大字黒磯

六一九 松脇安壽人外
二千四百五十七名

紹介議員 中山 壽彦君
この請願の趣旨は、第二二八三号と同じである。

第二二四六号 昭和二十七年三月十三日受理

国立川棚病院存置に関する請願
請願者 長崎県東彼杵郡川棚町国立川棚病院官舎内 村田一郎

紹介議員 秋山俊一郎君 藤野繁雄君

国立川棚病院の地方移譲は、医療社会保障制度の確立および結核対策の見地からみても又県財政の現状からみても適當でないから、これを従来のまま国立として存置せられたいとの請願。

第二二五八号 昭和二十七年三月十三日受理

保発第七五号附添婦制限通ちより撤回に関する請願
請願者 千葉県松戸市高塚新田一二八国立松戸療養所内 後藤茂登清外四百六十一名

紹介議員 片岡 文重君

今回厚生省より発せられた通ちよう(保発第七五号)により、重病患者および、大手術患者以外は附添をつけることができなくなつたのであるが、現在政府の政策が行政整理の段階にあるとき看護婦の増員は望むことができず、厚生省の理想とする完全看護は到底望むことができないから、看護婦増員の裏付がない現在同通ちようを撤回せられたいとの請願。

第二二七二号 昭和二十七年三月十四日受理

戦争犠牲者遺族の国家補償に関する請願
請願者 高知県幡多郡中筋村磯ノ川一、一八七 土居啓次外八万三千八百二十八名

紹介議員 入交 太蔵君 西山龜七君 寺尾 豊君

戦争犠牲者の遺族に対し(一)英霊一柱に対し弔慰金十萬円以上を支給すること、(二)遺族全世帯に対し一律に基本年金一世帯宛月額四千円および老人幼者等生活能力のない者一人につき月額一千円の増加年金を支給すること、(三)戦没者の慰霊行事は国および地方自治団体によつて行い、経費は国庫または地方自治団体において負担すること、等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二二七三号 昭和二十七年三月十四日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法案中一部修正に関する請願
請願者 福岡市葉院露切町二〇 尾花国次

紹介議員 野田 俊作君

戦傷病者戦没者遺族等援護法案一部修正に關し、(一)年齢制限の撤廃、(二)公債支給上戦没年齢制限撤廃、(三)公債の年利および、換金方法とその換金許容限度の緩和等について遺族の意中賢察の上善処せられたいとの請願。

第五五八号 昭和二十七年三月八日受理

国立病院の地方移管反対に関する陳情
陳情者 靜岡県議會議長 本杉亮平

政府は最近国立病院を地方に移管する方針のよしであるが、國民の医療と、社会保障制度を確立するため重大なる二大目的を有する国立病院を地方に移譲することは、地方財政の貧困なる現狀よりして、かえつて医療内容の低下をきたし、社会保障の目的に反する結果となるから、この際政府はむしろ国立病院の整備強化を図りその目的達成を期せられたいとの陳情。

第五五九号 昭和二十七年三月八日受理

看護婦の受胎調節実地指導に関する陳情
陳情者 東京都文京区本富士町一東大病院内 大越孝

受胎調節の実地指導は従来医師のみに許されていたのであるが、今回その普及徹底を図るため助産婦にもその実地指導が許されるよしであるが、國民保健の保護管理上極めて重要視されることであり、へき地には医師、助産婦、保健婦もない所もある現状から、指導の万全を期するため、助産婦同等の基礎教育を受けている看護婦もその実地指導者の中に加えられることとの陳情。

第五六〇号 昭和二十七年三月八日受理

未帰還者留守家族の国家補償に関する陳情
陳情者 福岡県直方市議會議長 佐田徳一

政府はさきに、戦没遺族、戦傷病者の援護措置を決定したのであるが、未帰還者とその家族の補償が除外されてい

ることは誠に遺憾であるから、日夜か誕な精神教育と労働を強いられ、未帰還者、さらにそれ等同胞の帰還を待ちわびつつ、物心両面のはてしなき生活苦に明け暮れている留守家族のためにも、平和条約の進展とともに抜本的援護施策を確立し、完全なる国家補償を実施せられたいとの陳情。

第五六一号 昭和二十七年三月八日受理

元満洲開拓青年義勇隊の取扱に関する陳情
陳情者 東京都千代田区一番町一七社団法人開拓自興会 長 吉崎千秋

元満洲開拓青年義勇隊員は、大陸に道義的新農村建設を目的として昭和十二年より送り出されたものであるが、大東亞戦争が激しくなるに及び義勇隊員の多くは応召し、訓練所も逐次平常の運営が許されなくなり、終戦當時においては各訓練所は挙げて関東軍の命令に入り、在籍義勇隊員もすべて軍の命により糧まつし、兵器し、燃料し、自動車し、貨物し、等に動員され軍務に服するの實状であつた。このような状態における義勇隊員は明らかに軍属であるが、今日まで軍属の取扱を受けていないから、今回制定を見た援護法の適用については當時の義勇隊員の実状を十分調査の上格別の配慮をせられたいとの陳情。

第六〇四号 昭和二十七年三月十一日受理

保発第七五号附添婦制限通ちより撤回に関する陳情(二通)
陳情者 兵庫縣有馬郡三輪町国立兵庫療養所内 糸井卓夫外九百五十九名

今回厚生省より送られた通知より（保発第七十五号）により、重患者および、大手術患者以外は附添をつけることができなくなつたのであるが、これは厚生省の理想とする完全看護の趣旨に逆行し、いたずらに看護婦の労働強化と患者の療養生活を困難にするものであるから、本通知よりすみやかに撤回せられたいとの陳情。

第六一〇号 昭和二十七年三月十三日受理
戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情
陳情者 宮城県伊具郡角田町本田 病院内 本多正由
戦争犠牲者の遺族に対し、今回政府のつた援護措置は、國家補償の趣旨を唱えながら首尾一貫せず、本年度の措置も暫定的という極めて不明確なものであるから、甲慰金として交付される公債の換金方法、遺族補償に関する抜本的対策の樹立、遺族に対する年金支給等について万全の措置を講ぜられたいとの陳情。

第六一一号 昭和二十七年三月十三日受理
戦争犠牲者遺族等援護法案修正に関する陳情
陳情者 長崎県議會議長 岡本直行
戦争犠牲者遺族等援護法案は、その内容において最も重要な事項が遺家族援護の根本趣旨に合致していないから、同法案中（一）法案の名称を戦争犠牲者、遺族等援護臨時補償法と改めること、（二）一時金の名称を弔慰金に年金を臨時一時金に改めること、（三）一時金の支給基準は一柱ごととし支給範囲を拡大すること、（四）子および孫について十八歳未満その他年齢制限を付さないこと、等の修正を図られたいとの陳情。

第六一二号 昭和二十七年三月十三日受理
戦争犠牲者遺族等援護法案修正に関する陳情
陳情者 福岡県大牟田市三河町五ノ四二全日本海員組合大牟田支部内 徳安市平
戦時中、日本船員は第一線の軍人と同等異なるところのない重要任務に従事し、全船員の四割五分戦死という犠牲を出している。しかるに今回上程を伝えられる戦没軍人等の遺家族援護法案によれば、戦没船員の遺家族はその適用から除外されているが、これは極めて不合理な措置であるから、これら戦没船員の遺家族を同援護法案の対象とせられたいとの陳情。

第六三三号 昭和二十七年三月十四日受理
戦争犠牲者遺族等援護法案修正に関する陳情
陳情者 長崎市北島町四一ノ一長崎地区戦没船員遺族会内 本田和三郎
この陳情の趣旨は、第六一二号と同じである。

第六三四号 昭和二十七年三月十四日受理
戦争犠牲者遺族等援護法案修正に関する陳情
陳情者 福岡県知事 杉本勝次
児童福祉施設費国庫補助増額に関する陳情
児童福祉施設第五十一條によつて、市町村の児童福祉施設設置に対する国庫負担率は、二分の一ないし三分の一となつており、昭和二十六年までは二分の一負担となつていたが、本年度も従来通り二分の一の負担率を存続せられたいとの陳情。

第六六二号 昭和二十七年三月十四日受理
生活保護法と奨學資金制度等との調整に関する陳情
陳情者 福岡県知事 杉本勝次
生活保護法の適用を受けている者の子弟で、高等学校以上に通學する者については、教育扶助の対象とならないため、貧困家庭の子弟は、上級進學ならびに勉學放棄を余儀なくされている場合が多く、一方本年度より実施を予定されている遺族生活援護費制度も、生活保護法との関係において実質的恩恵に浴さない実情にあるから、教育の機会均等の趣旨にかんがみ、義務教育以外の教育についても教育扶助が受けられるよう奨學金制度と生活保護法の調整を図るため、関係法令を改正せられたいとの陳情。

第六六三号 昭和二十七年三月十四日受理
県立病院整備費国庫補助増額に関する陳情
陳情者 福岡県知事 杉本勝次
厚生省の医療機関整備五箇年計画に基づき、各県においても地方医療機関の整備計画を樹立しているが、これに伴う補助予算は昭和二十六、七年ともわずかに五千万円を計上するに過ぎず、かかる状態ではこの目的完遂には数十年を要するものと考えられるから、県

立病院整備費国庫補助を増額せられたいとの陳情。

三月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、優生保護法の一部を改正する法律案（谷口三郎君外九名発議）

優生保護法の一部を改正する法律案

優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三條の見出しを（医師の認定による優生手術）に改め、同條第一項中「任意に、」を削り、同條第一号を次のように改める。

一 本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇型を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの

同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第四号及び第五号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による優生手術を行うことができる。

第四條の見出しを（審査を要件とする優生手術の申請）に改める。

第十三條及び第十四條を削り、第十二條を次のように改める。

（医師の認定による人工妊娠中絶）第十四條 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師（以下指定医師

という）は、左の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

三 本人又は配偶者が難疾患に罹つていもの

四 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

五 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に強姦されて妊娠したものであるもの

前項の同意は、配偶者が知らないうち若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。

3 人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病者又は精神薄弱者であるときは、精神衛生法第二十條（後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合）又は同法第二十一條（市町村長が保護義務者となる場合）に規定する保護義務者の同意をもつて本人の同意とみなすことができる。

第十一條の次に次の二條を加へる。

(精神病患者等に対する優生手術)
第十二條 医師は、別表第一号又は第二号に掲げる遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱に罹つてい

る者について、精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十條(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合)又は同法第二十一條(市町村長が保護義務者となる場合)に規定する保護義務者の同意があつた場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。

第十三條 都道府県優生保護審査会は、前條の規定による申請を受けたときは、本人が同條に規定する精神病又は精神薄弱に罹つてい

るかどうか及び優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び前條の同意者に通知する。

2 医師は、前項の規定により優生手術を行うことが適當である旨の決定があつたときは、優生手術を行うことができる。

第十五條 次のように改める。
(受胎調節の実地指導)

第十五條 女子に対して厚生大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師の外は、都道府県知事の指定を受けた者でなければ業として行つてはな

らない。但し、子宮腔内に避妊用の器具をそり入する行為は、医師でなければ業として行つてはならない。

2 前項の都道府県知事の指定を受けることができる者は、厚生大臣の定める基準に従つて都道府県知事の認定する講習を終了した助産婦、保健婦又は看護婦とする。

第十六條中「及び人工妊娠中絶」を削る。

第十七條第一項中「都道府県優生保護審査会及び地区優生保護審査会」を「及び都道府県優生保護審査会」に改め、同條第四項を削る。

第十八條第一項中「地区優生保護審査会」を削り、同條に次の一項を加える。

5 都道府県優生保護審査会の委員の報酬及び費用弁償については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三條(報酬及び費用弁償)の規定を準用する。

第五章の章名を「優生保護相談所」に改める。

第二十條中「優生結婚相談所」を「優生保護相談所」に改める。

第二十一條 次のように改める。
(設置)
第二十一條 都道府県及び保健所を設置する市は、優生保護相談所を設置しなければならない。

大臣の承認を受けなければならない。

4 国は、第一項の優生保護相談所の設置及び運営に要する費用について、政令の定めるところにより、その経費の一部を補助することができる。

第二十二條第一項中「国以外の者は、優生結婚相談所」を「国、都道府県及び保健所を設置する市以外の者は、優生保護相談所」に、同條第二項中「優生結婚相談所」を「優生保護相談所」に改める。

第二十三條中「この法律による優生結婚相談所」を「この法律による優生保護相談所」に、「優生結婚相談所たることを示す文字」を「優生保護相談所」という文字又はこれに類似する文字」に改める。

第二十四條中「優生結婚相談所」を「優生保護相談所」に改める。

第二十五條中「又は第十五條」を「第十三條第二項又は第十四條第一項」に、「その日から三日以内に、その旨を、」を「その月中の手術の結果を取りまとめ翌月十日までに、」に改める。

第二十七條中「優生手術若しくは人工妊娠中絶の審査若しくは施行の事務に従事した公務員又は優生結婚相談所」を「優生手術の審査若しくは施行の事務又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者及び優生保護相談所」に改める。

第二十九條中「優生結婚相談所」を「優生保護相談所」に、「一五千元」を「一五万円」に改める。

第三十條中「優生結婚相談所たることを示す名称を用いた者」を「優生

保護相談所という文字又はこれに類似する文字を名称として用いた者」に、「一千元」を「一万円」に改める。

第三十二條中「二万円」を「五万円」に改める。

第三十三條中「五万円」を「十万円」に改める。

第二十九條を第三十條とし、以下第三十七條まで順次一條ずつ繰り下げ、第三十條の前に次の一條を加える。

(第十五條第一項違反)
第二十九條 第十五條第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 この法律施行の際、都道府県及び保健所を設置する市が設置している優生結婚相談所は、改正後の第二十一條第三項(厚生大臣の設置についての承認)の規定による承認を受けて設置した優生保護相談所とみなす。

3 改正前の第二十二條(優生結婚相談所設置の認可)の規定による優生結婚相談所の設置の認可は、改正後の第二十二條(優生保護相談所の設置の認可)の規定による優生保護相談所の設置の認可とみなす。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五條第二十号を次のように改める。
二十 優生保護相談所の設置を承認し又は認可し、及び優生保護相談所に関する基準を定めること。

昭和二十七年四月一日印刷

昭和二十七年四月二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷片